

定期監査指摘事項

監査対象機関名	産業建設部農林商工課
監査実施年月日	令和4年7月8日（金）、15日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>農産物直売所活性化事業補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は施設利用者である農振連絡協議会に対して支払われているが、施設の賃貸借契約は大阪南農業協同組合との間で締結されている。3者の関係性が明らかになるように契約書に記載すべきではないか。 ・千早赤阪村農林業振興対策事業補助金交付要綱には、補助申請書に補助事業の効果を記載するように記されているが、申請様式に効果を記載する欄がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係性が明らかになるよう3者で協議し契約書の見直しを検討します。 ・申請時に補助事業の効果を記載した様式の提出を求めます。
<p>下赤阪棚田の会補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月23日付けにて報告された不適正会計処理に係る再発防止策実施後の効果の検証結果において、「平成29年度の総会において会計については会計担当者を団体の中で定め通帳及び印鑑を移管しています。しかし、事務局については村で実施しているため、今後は事務局を会に移管し、団体の自立を促進していきます。」と回答されたが、未だに是正されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度中に下赤阪棚田の会と協議を行い、令和5年度から事務局事務を移管します。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	教育課
監査実施年月日	令和4年9月20日（火）
監査の結果	措置の状況
<p>学校給食安心安全事業（学校給食無償化事業）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の申請（概算払い時）に対象外の児童が含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費データである喫食者数を根拠に算出したため、誤って2名の対象児童が含まれました。今後は、対象外児童の確認を徹底します。
<p>体験型英語教育事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験型英語教育施設（キッザニア甲子園）に係る経費のうち、バス運行費が請書により結ばれているが、仕様書と請書が一体的に綴じられておらず別々に綴られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、一緒に綴じるようにします。
<p>B & G海洋センター更衣室換気扇設置に伴う契約（請書）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気扇設置に伴う契約（請書）に契約金免除の理由が記載されているが、千早赤阪村財務規則第81条により免除で止まっている。何号により免除であるのか記載されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金の免除の理由について、ご指摘のとおり、適正かつ明確な記載に努めます。
<p>中学校部活動補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千早赤阪村補助金交付規則に基づき交付しているが、補助金交付規則には、収支予算書及び前年度収支決算書の添付書類が必要となっているが、添付されている書類は支出予算書及び前年度支出決算書であり収入が不明である。また、繰越金の処理が不明となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付規則に則った事務処理の徹底と、中学校への指導を行います。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	健康福祉部福祉課
監査実施年月日	令和4年10月11日(火)
監査の結果	措置の状況
<p>保健センター内福祉課事務室拡充に伴う附帯工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 起工何に添付されている設計書及び検査復命書はいずれも作成者が一般事務職員となっているが、専門的知識を持った技術系職員が携わっているのであれば、実際に携わった者、内容を把握している者がわかるように書式等を改正されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課において統一的な書式の作成を検討します。
<p>公共施設指定管理事業者コロナ対策支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 非接触型サーモタブレットの購入に係る契約書55万円に収入印紙が貼られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査終了後、早急に業者から収入印紙を貼付した契約書を村へ送付させました。
<p>心身障害児通園施設運営費補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の内訳が交付申請及び交付決定では「通園児割95%、均等割5%」となっているが、村の補助金交付要綱では、「均等割、人口割、通園児割を勘案し算出」となっている。補助金交付要綱を現状に合ったものに改正されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 南河内心身障害児通園施設運営協議会規約によると、令和3年度補助金から「通園児割95%、均等割5%」に改正されています。令和5年1月26日付けで村の補助金交付要綱を改正しました。
<p>千早赤阪村社会福祉団体補助金交付要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> 村補助金交付規則第5条には交付申請の際に「前年度収支決算書」を添付するよう規定されているが、村社会福祉団体補助金交付要綱第3条の補助金の申請では、「前年度収支決算書」を添付することとなっていない。上位である村補助金交付規則で提出を求めているのであれば、提出させること。村補助金交付規則第19条の規定により提出を省略させるのであればその旨を要綱にも記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 村補助金交付規則第19条第2項の規定に基づき、千早赤阪村社会福祉団体補助金交付要綱に「前年度収支決算書」の提出を省略する旨を規定する改正をします。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	総務部総務課
監査実施年月日	令和4年11月18日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>地区補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村補助金交付規則第5条には交付申請の際に「前年度収支決算書」を添付するよう規定されているが、「前年度収支決算書」が提出されていない。千早赤阪村地区補助金交付要綱第4条の補助金の申請では、「前年度収支決算書」を添付することとなっていないが、上位である村補助金交付規則で提出を求めているのであれば、提出させること。村補助金交付規則第19条の規定により提出を省略させるのであればその旨を要綱にも記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村補助金交付規則第19条第2項の規定に基づき、千早赤阪村地区補助金交付要綱に「前年度収支決算書」の提出を省略する旨を規定する改正をします。
<p>庁舎内空調設備整備事業及び庁舎内感染防止事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計時に作成する予定価格と実際の入札価格に大きな乖離がある。適正な価格の設計を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計書については参考見積を徴するなどして作成しています。今後は複数の参考見積による比較、取引実例との比較等を行い、適正な設計書の作成に努めます。

定期監査指摘事項

監査対象機関名	産業建設部都市整備課	
監査実施年月日	令和4年12月9日（金）、16日（金）	
	監査の結果	措置の状況
	<p>生活道路整備事業補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村生活道路整備事業補助金交付要綱第5条において、補助金の申請について記載しているが、村の補助金交付規則に規定する申請時に求める書類と一致していない。上位である村補助金交付規則で提出を求めているのであれば、提出させること。村補助金交付規則第19条の規定により提出を省略させるのであればその旨を要綱にも記載すること。また、これについては定住促進家賃補助金、子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金の要綱においても同様である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路整備委事業補助金、定住促進家賃補助金、子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金については、申請に必要な添付書類の確認を徹底します。
	<ul style="list-style-type: none"> 中津原地区の整備事業において、申請時の見積書は694,100円で提出されているが、実績報告の領収書は200,000円で提出されている。地区が負担する分（494,100円）と村の補助金分（200,000円）で領収書を分けたと思われるが、工事としては1件なので、業者からの領収書を分けることはないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、村の補助金分がわかるように提示していただければ、領収書を分ける必要はないと考えています。
	<p>子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助について</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時に工事請負契約書又は売買契約書等の写しを提出させることとしているが、申請時の契約書に収入印紙が貼付されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請に必要な添付書類の確認を徹底します。
	<p>地域公共交通利用料助成事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業実施要綱第4条において、申請者の公的な身分証等の書類を添付することとしているが、一部に当該書類が添付されていない申請書がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請に必要な添付書類の確認を徹底します。

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 申請時に千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則に基づく村税等の滞納確認の書類を提出することとなっている。提出された書類には世帯人全員を記載しているものと申請者のみを記載しているものがあり、同規則別表2の注意書きには、納付確認対象は「世帯員については、補助金等の対象事業により申請者と同等の利益を受ける場合に限る。」と規定されているため、この助成に関しては世帯員等の村税等の滞納を確認することは不要と思われる。申請時に世帯員の情報は記載不要である旨の案内をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、滞納状況の確認を要する者は対象者のみです。申請書及び納付等状況調査同意書への記載に対して丁寧に対応してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 申請書の様式では代理人による申請を認めているが、代理人と申請者の関係性を証明する書類が求められていない。手続きする上で、どのように確認しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書及び添付書類の原本確認をもって代理人である確認を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業実施要綱第6条第3項において、利用券等は1回の購入にあたり3枚を限度として使用できると規定しているが、まとめて使用されていると思われる状況が確認できた。年間の期限だけでなく一定の期間ごとに有効期限を区切るなどの対策を講じてはどうか。また、使用制限については地区によって使いにくい地区もあると思われる。上限について住民の利用しやすい状況であるか検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用券の使用限度枚数は、協力事業者へ周知を徹底しています。その上で、協力事業者への聞き取りでは、ご指摘のような利用実態はないと考えております。 令和4年度におきまして利用券2枚ごとに有効期限を設けています。 使用枚数については、公共交通事業者に配慮した上限設定としていますので変更する予定はありません。なお、利用者から使用枚数に対するご意見等は把握しておりません。
<ul style="list-style-type: none"> 利用券等の印刷業務については4者を競争に指名したが、1者が辞退している。提出された1者の辞退届に理由が記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な業務発注手続きを行います。